

①

金融保険事業法人の特定海外債権に係る海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
	・ ・		

特定海外債権等の認定		1	昭平第 号	特定債務返済繰延契約対象債権の金額	9	円
当期積立額		2			特定債務返済繰延契約対象債権金額の基準額の計算	
積立限度額の計算	特定海外債権金額の増加基準額の計算	基準日における特定海外債権の金額	3	特定債権返済繰延契約対象債権金額の増加額	10	
		当期末における特定海外債権の金額	4		特定債権返済繰延契約対象債権の金額から控除する金額 ((10)と(11)のうち少ない金額)	11
		特定海外債権金額の増加額 (4)-(3)	5	特定債務返済繰延契約対象債権金額の基準額 (9)-(12)	12	
		特定海外債権金額の増加額を国別計算した場合の加算額	6	積立対象特定海外債権の金額 (8)+(13)	13	
		国別計算した場合の特定海外債権金額の増加額 (5)+(6)	7	積立限度額 $(14) \times \frac{1}{100}$	14	
		特定海外債権金額の増加基準額 ((5)又は(7)のうち選択した金額)	8	積立限度超過額 (2)-(15)	15	
				積立限度超過額 (9)-(16)	16	

法0310-1202

## 別表十二（二）の記載の仕方

この明細書は、青色申告書を提出する法人でその営む主たる事業が金融及び保険業であるものが、措置法第55条の2（特定海外債権に係る海外投資等損失準備金）の

規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この場合には、措置法規則第21条の2に規定する書類の添付が必要とされますので、御注意ください。